平成２４年（フ）第９４号
愛知県豊橋市牛川薬師町62番地１
破産者　有限会社ガウソフト
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０６９号
広島市佐伯区五日市町大字下小深川273番地の11
破産者　西部興産株式会社
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８号
愛媛県西予市宇和町大江929番地１
破産者　有限会社ラッコ
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第７１号
福島県いわき市江名字江ノ浦80番地
破産者　榎本千矢子（旧姓平子）
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２９９号
愛知県西尾市永楽町３丁目20番地、前住所愛知県西尾市羽塚町産畑10番地29
破産者　鹿倉　末通
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
愛媛県四国中央市川之江町2147番地の１
破産者　共立商事株式会社
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４７８号
福岡市城南区片江３丁目15番１―101号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区大手門３丁目12番８―501号
破産者　大竹　惠子
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６３号
佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１
破産者　松下　憲行
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
仙台市宮城野区高砂１丁目７番地の２
破産者　小野　正樹
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
仙台市宮城野区小田原１丁目７番24号　東邦ビル402、従前の住所仙台市青葉区小田原８丁目12番23号
破産者　宮城　光男
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
新潟市中央区小張木１丁目７番60号、開始決定時の住所新潟市江南区下早通２丁目５番８号
破産者　渡辺工務店こと　渡邊　茂己
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５５号
新潟市中央区幸町８番29号
破産者　松永　　巖
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５６号
新潟市中央区幸町８番29号
破産者　松永　洋子
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
広島市西区鈴が峰町39番１―206号、開始決定時の住所広島市佐伯区五日市中央４丁目８番40―405号
破産者　竹田　　宏
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４１号
広島県三原市新倉１丁目16番20号
破産者　木谷　敬詞
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７５号
佐賀市三瀬村杠1631番地１
破産者　園田　　茂
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
福島県南相馬市原町区上町２丁目31番地　スターコーポ102号室
破産者　池田　真治
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第５６８号
広島市中区舟入南４丁目１番７―601号　リバーフロウトニシヒロ
破産者　大城　雄士
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部